

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2021年6月12日

フランクリン・ テンプレートン 米国政府証券 ファンド

愛称:メイフラワー号

追加型投信 / 海外 / 債券



愛称 メイフラワー号
Mayflower

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 高格付債))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧できます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う「フランクリン・テンプレートン 米国政府証券ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年6月11日に関東財務局長に提出しており、2021年6月12日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社

金融商品取引業者登録番号	関東財務局長(金商)第417号
設立年月日	1998年4月28日
資本金	10億円(2021年4月1日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	1兆935億円(2021年3月末現在)*

委託会社の照会先

電話番号 03-5219-5940 (受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.franklintempleton.co.jp>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



FRANKLIN
TEMPLETON

*委託会社は2021年4月1日に合併しています。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前のものであり、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社とフランクリン・テンプレートン・インベストメンツ株式会社の合計金額です。

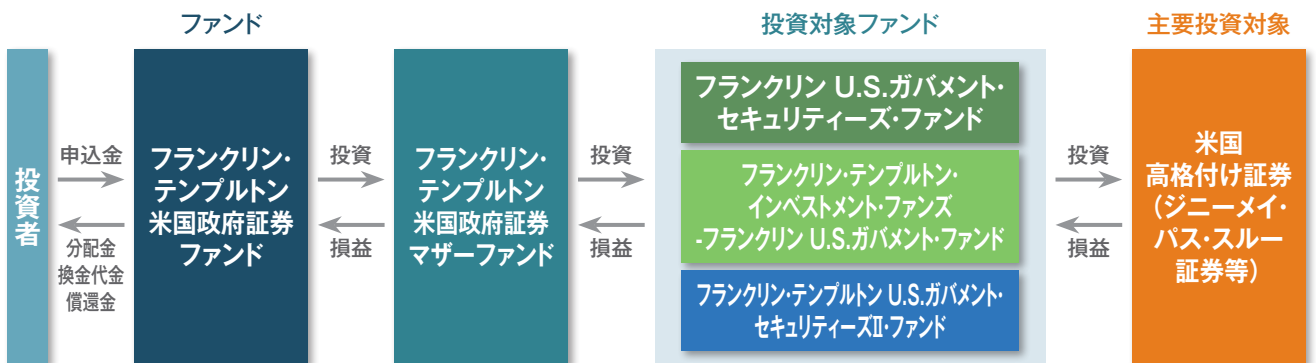
ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの特色

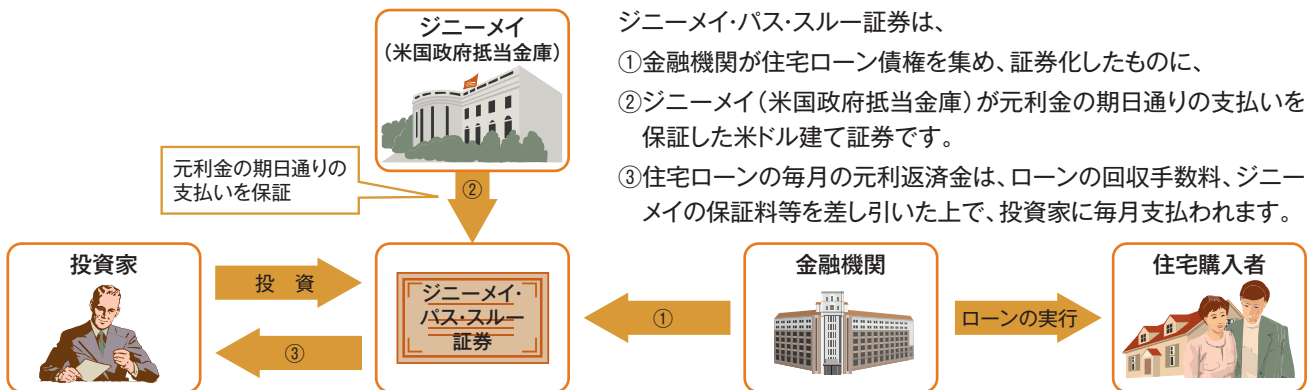
1 「フランクリン・templton 米国政府証券マザーファンド」への投資を通じて、フランクリン・templton・グループが運用する複数の外国籍ファンドに投資することにより、実質的に米国ジニーメイ・パス・スルー証券^{※1}^{※2}等の米国高格付け証券に投資を行います。



※投資対象ファンドの組入れは、高位を維持することを基本とします。

※1 ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府の一機関であるジニーメイ（米国政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証していることから、一般的に、米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。

※2 ジニーメイ・パス・スルー証券のしくみ



①において証券化される住宅ローン債権は、米国連邦住宅局の保険または米国退役軍人省の保証などが付されたものが対象となります。

2 インカムゲインを中心として長期的に安定した収益の獲得を目指します。

3 収益の分配は、原則として、毎月行います。

4 為替ヘッジは、行わないことを原則とします。

実質的に米ドル建資産に投資を行いますので、為替相場の変動の影響を受けます。

■ファンドの分配方針

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ② 分配金額は、委託会社が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
 - ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 収益分配金(以下「分配金」)は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

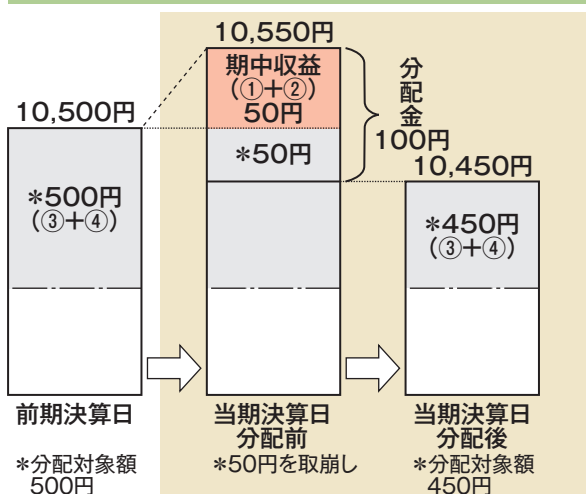
投資信託で分配金が支払われるイメージ



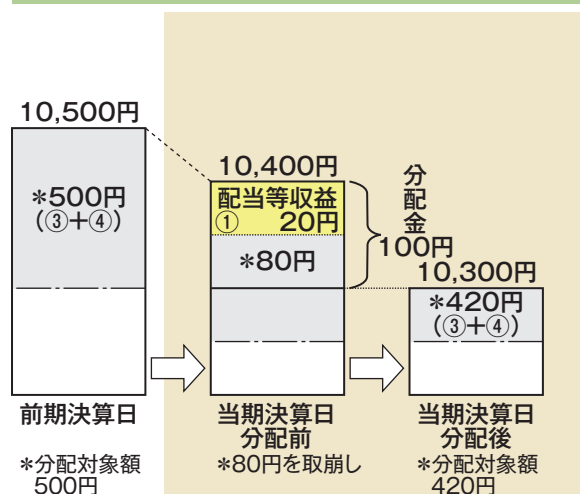
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

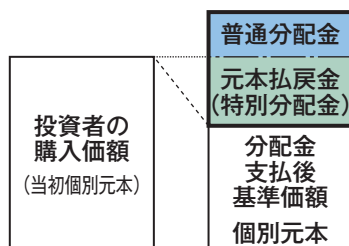


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

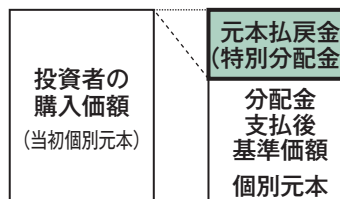
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

主な投資制限

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資対象ファンドの概要

ファンド名	フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド
英 文 名	Franklin U.S. Government Securities Fund
形 態	米国籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
投 資 目 的	金利収入の確保を投資目的とします。
主 な 投 資 戦 略	純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。 また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債 (treasury strips)、長期国債 (treasury bonds)、中期国債 (treasury notes) など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引 (repurchase agreements) を行うことがあります。 *資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
関 係 法 人	運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク 管理事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・サービシーズ・エルエルシー (業務委託先:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・イー) 名義書換事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・インベスター・サービシーズ・エルエルシー 保管銀行:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
設 定 年 月	1970年5月
決 算 日	9月30日
申 込 手 数 料	かかりません。*1
管 理 報 酬 *2	年0.625%以内

* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドのAdvisor Class (米ドル建て)に投資します。フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドは、各シェアクラス (申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うAdvisor Classのものです。

※2 運用報酬および管理事務代行報酬に相当します。

この他に名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S.ガバメント・ファンド
英 文 名	Franklin Templeton Investment Funds - Franklin U.S. Government Fund
形 態	ルクセンブルク籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
投 資 目 的	金利収入と元本の安全性の確保を投資目的とします。
主 な 投 資 戦 略	主として米国政府および米国政府機関が発行あるいは保証する証券に投資を行うことにより、投資目的を達成することを企図しています。 *資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
関 係 法 人	運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク 管理会社:フランクリン・テンプレトン・インターナショナル・サービシーズ・エス・イー・アール・エル (業務委託先:JPモルガン・バンク・ルクセンブルク・エス・イー) 保管銀行:JPモルガン・バンク・ルクセンブルク・エス・イー
設 定 年 月	1991年2月*1
決 算 日	6月30日
申 込 手 数 料	かかりません。*2
運 用 報 酬 *3	年0.40%*2
管 理 会 社 報 酬 *3	年0.20%以内
保 管 銀 行 報 酬 *3	年0.01%~年0.14%

* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・ファンドのClass I (Mdis) (米ドル建て)に投資します。フランクリン U.S.ガバメント・ファンドは、各シェアクラス (申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)については、2001年12月に導入されたものです。

※2 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)のものです。

※3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	フランクリン・templton U.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド
英 文 名	Franklin Templeton U.S. Government Securities II Limited
形 態	バミューダ籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
投 資 目 的	金利収入の確保を投資目的とします。
主 な 投 資 戦 略	<p>純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。</p> <p>また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債 (treasury strips)、長期国債 (treasury bonds)、中期国債 (treasury notes) など) にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引 (repurchase agreements) を行うことがあります。</p> <p>*資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
関 係 法 人	<p>運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク</p> <p>管理事務代行会社:フランクリン・templton・サービシーズ・エルエルシー (業務委託先:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー)</p> <p>名義書換事務代行会社:フランクリン・templton・インベストメンツ (アジア) リミテッド</p> <p>保管銀行:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン</p>
設 定 年 月	2002年8月
決 算 日	9月30日
申 込 手 数 料	かかりません。
運 用 報 酬 ※	年0.40%以内
管 理 事 務 代 行 報 酬 ※	年0.10%以内
名 義 書 換 事 務 代 行 報 酬 ※	年0.05%以内

※ この他に保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様**に帰属します。なお、**投資信託は預貯金とは異なります。**

ファンドは、マザーファンドを通じて投資信託証券への投資を行うことで、実質的に米国高格付け証券を主な投資対象とするため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

■主な変動要因

価格変動リスク	○有価証券等の価格変動リスク ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行い、投資対象ファンドは主にジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券などの値動きのある有価証券等を投資対象とします。ファンドの基準価額は、ファンドおよび投資対象ファンドが組入れたこれら有価証券等(以下、「組入る有価証券等」といいます。)の市場価格の変動による影響を受けます。 ○為替変動リスク 外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。ファンドがマザーファンドを通じて投資を行う投資対象ファンドおよびジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券は米ドル建てです。ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。
流動性リスク	市場規模や取引量が少ない場合、組入る有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。
信用リスク	ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《ご参考》 ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク

金利変動リスク	他の債券同様、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。
米国投資リスク	ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国の住宅ローン債権を証券化した債券であるため、米国の経済および市場動向によっては投資成果が影響を受けることがあります。
価格変動リスク	ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府機関であるジニーメイ(政府抵当金庫)が元利金の期日通りの支払いを保証する債券であるため、一般的に、米国国債と同等の高い信用力を有すると考えられています。しかしながら、そのことは証券価格および利回りが保証されていることを意味するものではありません。また、売却時又は償還時には取得時の価格を下回る可能性があります。
期限前償還リスク	ジニーメイ・パス・スルー証券は、住宅ローンの借換えなどにより、一般的に金利が低下すると期限前償還が増え、逆に金利が上昇すると期限前償還が減少する傾向があります(期限前償還は金利変動の他にも様々な要因によって発生します。)。住宅ローンの借入者から期限前返済を受けた場合、証券発行者は当該期限前返済金を再投資(貸付け)に用いず、それに相応する投資家の、ジニーメイ・パス・スルー証券の持分が証券の期限前に償還されます。したがって、ジニーメイ・パス・スルー証券の期限前償還の増減によって、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も影響を受けます。

その他の留意点

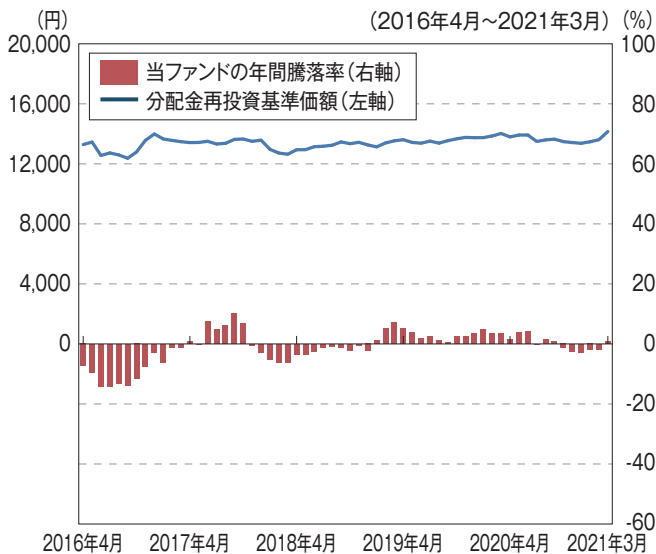
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス、運用ガイドライン等の遵守状況、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

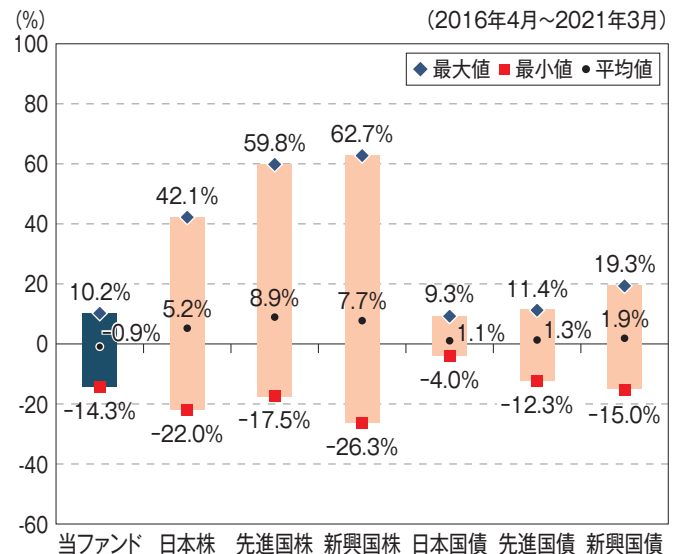


- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 当ファンドの年間騰落率は、2016年4月から2021年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

《各資産クラスの指数》

- 日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 (注) 2016年4月から2021年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
 (注) 決算日に対応した数値とは異なります。
 (注) 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指数の著作権等について>

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

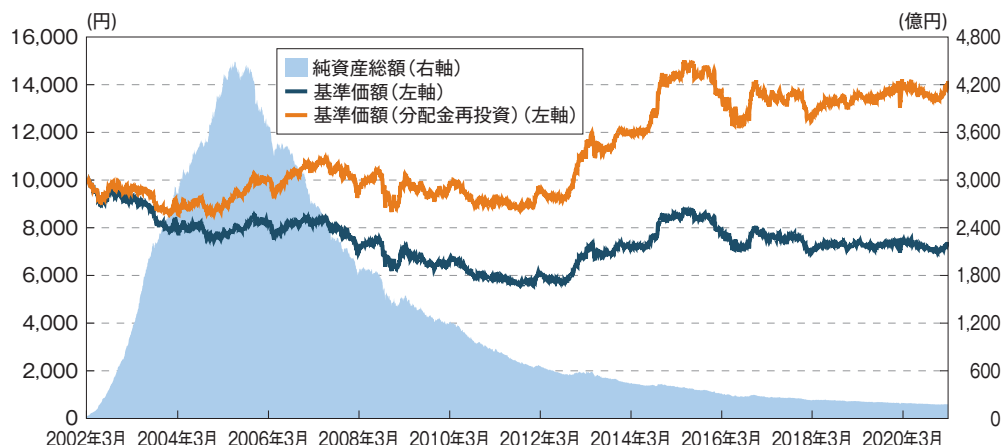
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

(2021年3月31日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
 ※基準価額(分配金再投資)は税引前分配金を再投資したもとして計算しています。

分配の推移

2020年11月	9円
2020年12月	9円
2021年1月	9円
2021年2月	9円
2021年3月	9円
直近1年間累計	124円
設定来累計	4,900円

※分配金は1万口当たり、税引前
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンドの資産構成

投資対象ファンド	99.6%
フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド	—
フランクリンU.S.ガバメント・ファンド	30.5%
フランクリン・テンブルトンU.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド	69.2%
コール・ローン等	0.4%
計	100.0%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。
 ※コール・ローン等＝純資産総額(100%)－投資対象ファンド
 ※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率：98.9%
 ※米国における外国人投資家への税制優遇措置の継続確認により、今後はフランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドへの配分も予定しております。ただし、金融制度および税制等の変更がある場合には配分を変更する場合があります。また、実際の組入れにあたっては、市況動向等も勘案します。

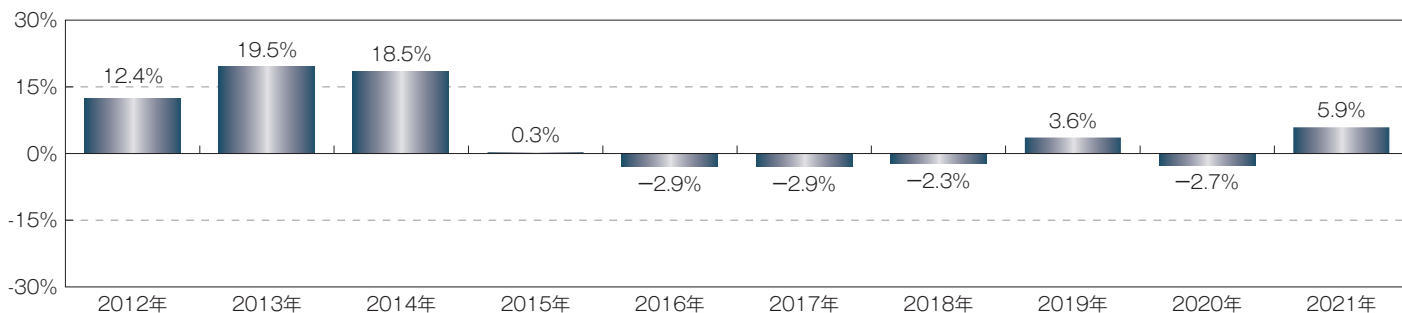
投資対象ファンドの資産構成

(2021年3月末日現在(現地))

	ジニーメイ・パス・スルー証券	短期金融商品その他
フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド	95.6%	4.4%
フランクリンU.S.ガバメント・ファンド	96.5%	3.5%
フランクリン・テンブルトンU.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド	96.8%	3.2%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。
 ※未決済の先渡し取引がある場合、比率が100%を超えることがあります。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したもとして計算しています。
 ※ファンドにベンチマークはありません。
 ※2021年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	1口の整数倍で販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の指定する日までに販売会社にお支払い下さい。
換金単位	1口の整数倍で販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として、6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。 ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にはお申込みの受付を行いません。
購入の申込期間	2021年6月12日から2021年12月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することができます。
信託期間	無期限(信託設定日:2002年3月26日)
繰上償還	委託会社は、受益権の口数が5億口を下回ることになった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月15日(休業日の場合は、翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社との契約により、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎年3月および9月の決算時ならびに償還時に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※購入単位および換金単位、収益分配金の受取方法等は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 1.65% (税抜1.5%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、購入に関する事務手続き等のコストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。 ※収益分配金を再投資する場合は、購入時手数料はかかりません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率(年 0.77% (税抜0.70%))を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。 信託報酬率(税抜)の配分は各販売会社の純資産残高に応じて以下の通りです。			
		各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社
		300億円以下の部分	年0.26%	年0.40%	年0.04%
		300億円超 500億円以下の部分	年0.21%	年0.45%	
	500億円超 1,000億円以下の部分	年0.06%	年0.60%		
	1,000億円超の部分	年0.02%	年0.64%		
		≪支払先の役務の内容≫			
		委託会社	販売会社	受託会社	
		ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等	
	投資対象とする投資信託証券	投資信託証券の純資産額に運用・管理報酬等の料率(年0.55%~年0.74%程度)を乗じて得た額とします。 運用・管理報酬等の料率は投資信託証券により異なります。 詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。			
	実質的な負担	当ファンドの信託報酬と投資信託証券の運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、 年1.32%~年1.51%程度(税込) です。 ※実際の負担率は、投資信託証券の組入比率などにより変動します。 一部の投資信託証券における名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬等は含まれておりません。			
その他の費用・手数料	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査費用、有価証券の保管費用、等をファンドの信託財産でご負担いただきます。 これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度、投資信託財産から支払われます。				

※ファンドの費用の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2021年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

A series of horizontal dotted lines for writing.

